# 【KT－report 16】　本会任意団体に内在する課題

【KT－report 15】を踏まえて、繋がって来るのは本会との関連です。そのような報道に接するとピーンと来るのが、本会の会計に絡むことです。私は、以前から助成金支給４団体の金の使い方が気になっていた中で、本会の執行役員の一角に就いた時に問題意識を強くしました。

## １．本会の助成金支給団体構図

本会には、以前から助成金支給団体は４団体あります。その助成金支給額の年度推移と位置付け構図は次ページ図－１のとおりであります。　別記（KT－report 15)、山形市の行政経営課長が言われるとおり、「包括監査だから税金の流れの先の全ての機関・団体・組織を対象とする」というのは、憲法第 90 条の趣旨に鑑みて、共通的・普遍的な考え方です。したがって、行政経営課長の発言を待つまでもなく、**本会レベルにおいても、年会費の流れの先の全ての団体・組織に検査の目を入れて適正執行の是非を確認するのは当然のことです。**根源をたどれば、外部監査に頼るまでも無く、公金使途の適正を図るために、行政府、為政者が自主監査・内部監査を行うことは当然の責務であります、本会レベルでは執行部の責務です。ところが、執行の為政者は、恣意的に運用し、あるいは不正経理を行う可能性大なることから――（性悪説です）――第三者的外部の監視・検査の目を入れなければならないとしています。現実の世界では、性善説は単なる観念論に過ぎないのです。

## ２．当時の具体的な対応

その１；私が執行役員三役に就いていた当時は、本会規約の細則に「第 12 条　本会の各種団体には予算で定める額を助成金として支給する。」だけの文言でした、当時から図－１にある４団体が支給対象ではあったが、規約・細則にその旨の具体的な団体名は記載していませんでした。そんな中でも、当該４団体と執行役員三役との懇談会を企図し、毎年１回（計２回）開催して、活動内容と金の使途を聞き取り、領収書・レシート類を確認したり、活動に係る計画書と報告書の提出を求めたりしました。当然の対応を取ったつもりでしたが、**ところが、びっくり！――過去の三役経験者ＯＢ複数から“そういうことをするな！”と言わんばかりのイチャモン・ケチを付けられたことがありました。**私が執行役員として係った２年間においては、明らかな不正と思われるものは見当たらなかったが、疑問符が付くものがありました。そこで、助成金支給団体の活動について、より公明正大が図られるように規約改正が必要であると認識し、執行役員会に提案しましたが、反対に遭い、それは適わずに退任することになりました。（これには、後日談があります。）

| | | | | | | 私の従事期間 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 項目 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 消防団助成金 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 |
| 老人クラブ助成金 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 | 100,000 |
| 体育振興会助成金 | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 | 80,000 |
| 子供会助成金 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 200,000 | 100,000 | 150,000 | 150,000 |
| 小計 | 580,000 | 580,000 | 580,000 | 580,000 | 580,000 | 580,000 | 580,000 | 480,000 | 530,000 | 530,000 |
| | | | | | | | (480,000) | | | |

（※）29 年度から子供会に変動がありますが、それは、月山神社例大祭に係る花代（浄財）からの参入（繰入）方法によるものです。

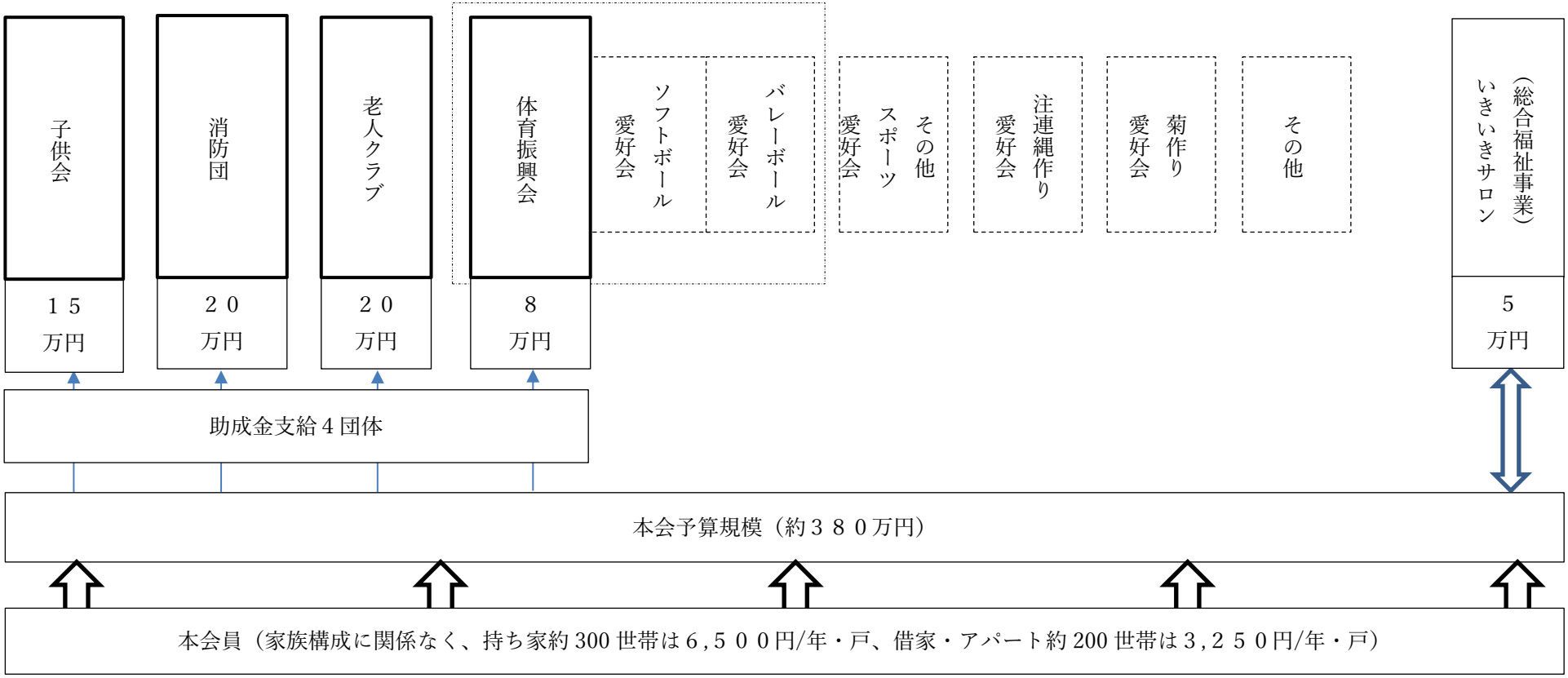


図－１

その２；本会会計の適正処理のさらなる向上を目指し実際に取り組んだ事例を掲載します。当時の遠藤監事のアドバイスを踏まえて、出納の都度の支出件名毎に領収書・レシートに会長・会計部長・総務部長・監事の押印をルール化し、図－2のとおり平成28年度分から実施しました。実際の押印は四半期毎を目安に行いました。会計処理における内部牽制システム、相互牽制システムです。このようなやり方は現在の執行体制まで継続されているということなのでとても良いことだと思います。

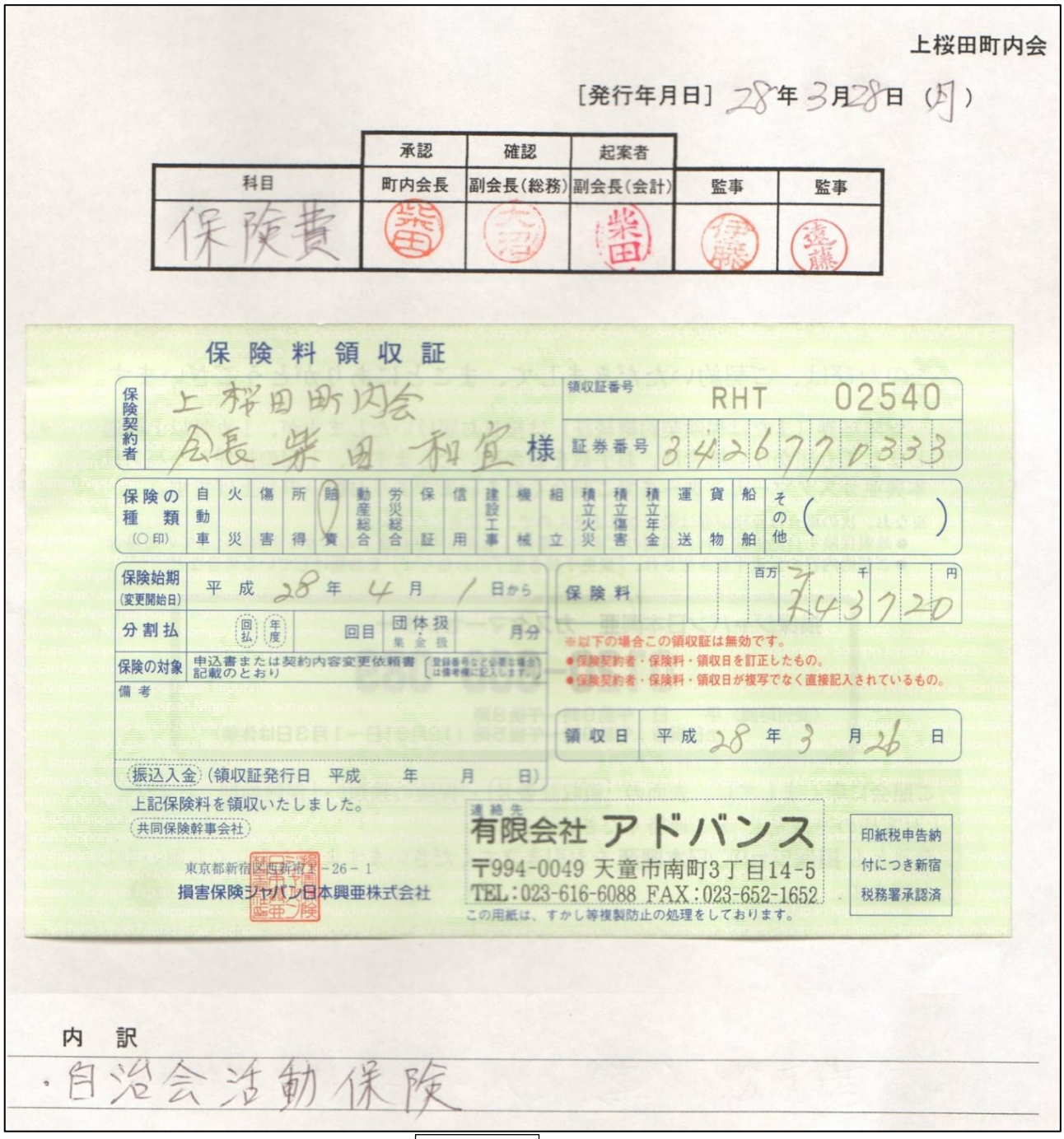
上桜田町内会

［発行年月日］28年3月28日（月）

| 科目 | 承認 町内会長 | 確認 副会長(総務) | 起案者 副会長(会計) | 監事 | 監事 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保険費 | 柴田 | 佐藤 | 柴田 | 伊藤 | 遠藤 |

保険料領収証

保険契約者：上桜田町内会 会長 柴田 和宜 様

領収証番号 RHT 02540

証券番号 3426770333

保険の種類（○印）：自動車／火災／傷害／所得／賠償／動産総合／労災総合／保証／信用／建設工事／機械／組立／積立火災／積立傷害／積立年金／運送／貨物／船舶／その他（　）

保険始期（変更開始日）：平成28年4月1日から

保険料：¥743720

分割払：回払 年度 回目 団体扱 集金扱 月分

保険の対象：申込書または契約内容変更依頼書記載のとおり

※以下の場合この領収証は無効です。
●保険契約者・保険料・領収日を訂正したもの。
●保険契約者・保険料・領収日が複写でなく直接記入されているもの。

備考

領収日：平成28年3月26日

（振込入金）（領収証発行日 平成 年 月 日）

上記保険料を領収いたしました。

（共同保険幹事会社）

東京都新宿区西新宿1－26－1
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

連絡先 有限会社 アドバンス
〒994-0049 天童市南町3丁目14-5
TEL：023-616-6088 FAX：023-652-1652

この用紙は、すかし等複製防止の処理をしております。

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

内訳

・自治会活動保険

図－２

３．山川体制の勇断

助成金支給団体に係るルールを明記し規約化したことです。平成29年度・30年度の本会運営は、後任の山川勇一さんを会長とする新執行体制に移行しました。規約改正と共に付帯する細則の改正を断行（平成30年・2018年４月１日施行）しました。私は、称賛し高く評価しています。助成金支給団体に係る部分を図(表)－３に抜粋して見ます。

【上桜田町内会規約の細則】

（助成金支給団体）
第１３条　本会の助成金支給団体は次のとおりとし、予算で定めた額を助成金として支給する。
（１）上桜田消防団　（２）上桜田子供会　（３）上桜田老人クラブ
（４）上桜田体育振興会　（５）その他、必要と認められる団体
２　助成金支給団体は、年度末に次の書類を提出するものとする。
（１）当年度の事業または活動報告書と決算書
（２）次年度の事業または活動計画書と予算書
３　第１項の団体とは、規約および役員が定められ、本会と密接な関係により継続的に運営されている団体で、本会の指導のもと本会事業に協力できる団体とする。

図(表)－３

**①助成金支給の団体名を明示し、**
**②活動報告書と決算書、ならびに活動計画書と予算書の提出を義務付け**
**③本会の指導・・・を加えたのです。**

団体の存在に係る必要な事項は網羅されております、まさに社会通念に合致する内容であります、大いに評価しています、正常化を図ったのです。私を含めた過去の執行部はこんな当たり前のことを決められなかったのです。なお、②について、過年度（平成 27 年度まで）の状況を確認したが、数回分あったのみでした。　私が離任する時に、【KT－report 02】に記載した情報ファイリング書庫の活動報告書ファイルには、平成 27・28 年度分を綴じて来ました。

４．問題点
（１）性格・要件が不明
原点に振り返って考えることがあります。そもそもこの４団体性格付けは何なのですか、誰でも自由に入退会できるのか、会費はあるのか、事業活動は何しているのか、会員数は何人かなどの要件が明示・公開されていません。各団体には内規があってそこには書かれているのかもしれませんが、本会レベルにおいて会員に届くような手法を以て公開されたことはありません。本会の規約・細則にも明示されていません。そこで、私が執行三役の時に、「情報ファイリング書庫」に「町内会助成金支給団体活動報告書」の背表紙を以て、判明したものを綴じて来ました。確かに公民館に入った人は見られるようになりましたが、回覧するなどの一工夫をすべきであったと振り返って反省しています。後世の執行役員の取り組みに期待します。
（２）提供（対価の受益、享受）サービス
平成 31 年度の実績を取って一人当りの負担額を試算して見ます。持ち家会員数を 305 世帯と見ます。530,000÷305 約 1,730 円です。等しく徴収される年会費 6,500 円の 27%です。私の家族には４団体への入会者は誰もいません。まったくの寄付も同然です、言葉は聞こえは良いが、強制徴収されています。
例えば、持ち家（一般会員）同一住所の２世帯住宅の一会員を想定します。
標準的な１会員二世帯住宅の家族について試算（想定）して見ます、図(表)－４のとおり、一会員

当り（持ち家世帯）の年会費は等しく 6,500 円負担です。一方は 8,650 円も受益しています、年会費以上の受益です。片やゼロ円です。助成金支給団体に入会せず何も恩恵を受けずに 1,730 円を支払う会員に対する対価サービスが明確ではありません。こんなことがあってはいいのですか。これは理不尽です。私から見て、もしも半分程度が飲食に使われているとすれば大変不満です。

例えば、国の税金の使い道において、一番割合の多いのは、社会保障関係費約 33%ですが、その内訳は、医療、年金、介護、生活保護などです、私は医者にかかる頻度が小さいからといって、介護のお世話になっていないからといって何の不満もありません。なぜならば、公共の福祉に適うものだということをきちんと理解出来るからです、その恩恵を実感出来ます。ところが、本会の上記同団体に入会しいなくとも強制徴収される 1,730 円相当の対価サービスを実感出来ません。

そうすると「大沼、名称からしてどんなことをやっている団体か想像できるだろう、そうでなければよっぽど馬鹿だよ」という佞人が表れそうです。

| | 一会員（同一住所の 2 世帯住宅） | | | 私 |
|---|---|---|---|---|
| | 子供 | 若い両親 | 祖父 | |
| 子供会助成金 | 2 | | | なし |
| 消防団助成金 | | 1 | | 同上 |
| 体育振興会助成金 | | 1 | | 〃 |
| 老人クラブ助成金 | | | 1 | 〃 |
| 小計 | 3,460<br>(1,730×2) | 3,460<br>(1,730×2) | 1,730<br>(1,730×1) | 0 |
| 合計（受益サービス） | ８,６５０円 | | | ０円 |
| 年会費（持ち家） | ６,５００円 | | | |

図(表)－４

５．改善すべき点

（１）領収書の義務付けを明記

まず、図－５は上桜田体育振興会の平成 27 年度会計報告書（支出の部）ですが、決算額を見ると円単位が全てゼロ（０）円です。８万円もの大金の使途について、普通はこのような数字並びになることはあり得ない（偶然はあるかもしれないが）ことです。その時は指摘しておきましたが、その後は改善されたのでしょうか。

支出の部

| 項　　目 | 予　算　額 | 決　算　額 |
|---|---|---|
| ソフトボール大会経費 | 48,000 | 50,000 |
| 大会参加費 | 5,000 | 3,000 |
| 会議費 | 15,000 | 18,000 |
| 通信費 | 2,000 | 1,000 |
| 事務費・印刷 | 10,000 | 8,000 |
| 合　　計 | 80,000 | 80,000 |

図－５

今後は細則に図(表)－６のとおりの領収書（レシートを含む）添付の義務付けを追加・明文化する必要があります。

| （私の提案）<br>４　**全ての支出に対応する領収書（レシートを含む）を添付すること** |
|---|
| 図(表)－６ |

そして、前記図－２のとおりに、本会側会計処理においては全ての支出に実施している訳だから、この方式を採用するように当該４団体にも指導していく必要があります。

（２）監査の明文化

次に、本会内部監査について触れます。本会においては、監査を行う役職を『監事』と称しています。その業務は、規約第９条（役員の職務）において「（５）　監事は、会計事務と業務執行状況を監査し、通常総会で報告する。」と明記されています。しかし、「助成金支給団体を監査する」とは、規約および細則には明文化されていません。しかし、公金の流れの末端まで監査・検査出来るという社会通念、ならびに細則第 13 条第３項中の「本会の指導のもと本会事業に協力できる団体」（図(表)－３）という規定からすれば、監事は、助成金支給団体の業務および会計を監査出来るというのが当然のことになります。それでも、監査が可能とは読み切れない、あるいは、監事は監査し難い、団体は監査を嫌がるというのであれば、規約および細則に明記する他はなく、図(表)－７のように改正・明文化することです。

| |
|---|
| ＜規約＞第９条　（５）　監事は、会計事務と業務執行状況を監査し、通常総会で報告する。**なお、助成金支給団体についても同様の趣旨を以て監査する。**<br>［下線部分を追加による一部修正を提案］ |
| ＜細則＞第１３条<br>**４　規約第９条（５）に基づく監査を通告された場合は、これに応じなければならない。**<br>［項の追加を提案］ |
| 図(表)－７ |

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

助成金は、その受給団体の活動を支援、援助、助成するための資金であります。団体は、受け取った助成金は、あくまでも活動に直接資する使途――物の賃借料、施設利用料、共用の機材・文具・什器類の購入、文書通信費など――でなくてはなりません。半分以上が飲食代に消えるのはそもそもアウトです。

- 目的外使用
- 一部の役員が私的流用
- 個人に金券相当をばら撒く
- 領収書・レシートが無かったり・偽造
- 数字だけのつじつま合わせ
- 使途不明金

などがあるとすれば言語道断、もしもそんなことがあれば、公金の不正流用であり、横領・着服の犯罪であります。

**「慣例を尊重しろとか、信用しろとか、性善説だとか」を吐く人の存在を想像できるが、それらの言葉は不正処理を隠す、あるいは責任放棄を正当化する常套手段の一面があります。また「腐れ縁、しがらみ、癒着」を隠すための詭弁です。**

そんなことは言うのならば、「弁当と怪我は自分持ち」という格言がありますとおり、助成金は１円も飲食に当ててはなりませんと主張します。飲食代相当は返金してくださいとなります。なんと答えるだろうか。そんな恣意的な解釈を私は許せません。お金が個人の手を離れ、町内会費としてプール

された以上は公金です。その適正使用の是非の監視と確認は、会員全員に等しく付与された権利と義務です。

私は、もしも、明らかな金銭的不祥事が判明すれば即座に拒否の態度、責任追及を鮮明にします。その場合、一般会員が“ダメ！”の声を挙げる他はありません。

私は、本会の諸々に係ると、あっちこっちで規約や細則の改正を持ち出して拘ります。その最大の理由は、本会には公金プールがあるからです、一部の人の不正流用、会計の不正処理は絶対に許せないからです。

（end）